

議 員 提 案 条 例 検 証 特 別 委 員 会 記 録

1 会議の日時	<p style="text-align: center;">平成28年10月13日</p> <p style="text-align: right;">開 会 午後 1 時 1 6 分 閉 会 午後 2 時 3 6 分</p>	
2 会議の場所	<p style="text-align: center;">第 1 会 議 室</p>	
3 出席者	<p style="text-align: center;">委 員</p>	<p style="text-align: center;">委員長 足 立 勝 利 副委員長 小 川 恒 雄</p> <p>(猫 田 孝) 岩 井 豊 太 郎 (玉 田 和 浩)</p> <p>(早 川 捷 也) 藤 埴 守 駒 田 誠</p> <p>尾 藤 義 昭 伊 藤 正 博 渡 辺 嘉 山</p> <p>松 村 多 美 夫 村 下 貴 夫 森 正 弘</p> <p>平 岩 正 光 川 上 哲 也 (伊 藤 秀 光)</p> <p>野 島 征 夫 脇 坂 洋 二 (篠 田 徹)</p> <p>(松 岡 正 人) 山 本 勝 敏 (田 中 勝 士)</p> <p>太 田 維 久 野 村 美 穂 (高 木 貴 行)</p> <p>酒 向 薫 加 藤 大 博 高 殿 尚</p> <p>水 野 吉 近 国 枝 慎 太 郎 (長 屋 光 征)</p> <p>山 田 優 山 田 実 三 布 俣 正 也</p> <p>牧 村 範 康 広 瀬 修 若 井 敦 子</p> <p>伊 藤 英 生 澄 川 寿 之 中 川 裕 子</p> <p>恩 田 佳 幸</p> <p style="text-align: right;">※ ()は、欠席された委員</p>
4 事務局職員	<p style="text-align: center;">執 行 部</p>	<p style="text-align: center;">別紙のとおり</p>
4 事務局職員	<p>課長補佐 佐藤 智紀 主査 高田 昌司</p>	

5 会議に付した案件		
件	名	審査の結果
1	議員提案条例の検証について	
	(1) 岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例	
	(2) 岐阜県文化芸術振興基本条例	
	(3) 岐阜県清流の国スポーツ推進条例	
2	その他	

6 議事録

○足立勝利委員長

ただいまから、議員提案条例検証特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お知らせのとおり、「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例」、
「岐阜県文化芸術振興基本条例」及び「岐阜県清流の国スポーツ推進条例」の運用状況の確認と検証を行うため、開催したものであります。

初めに、「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例」の検証を行います。

執行部職員の出席については、条例を担当する部局を中心に出席いただいておりますので、あらかじめ御了承願います。

なお、質疑・意見等は、各条例の説明終了後にお願いいたします。

それでは、「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例」の運用状況について、執行部の説明をお願いします。

(執行部 挨拶)

(執行部 真野林政部次長 説明)

○足立勝利委員長

ただいまの説明に対し、質疑・意見等はありませんか。

○布俣正也委員

資料4ページの平成20年から平成27年の2,593 二酸化炭素トンのこの量に関してですけれども、どれくらいの量になるのか見当がつかないトンの数なんです、全排出量に対してどのくらいの割合なのか、比較した数値はありますか。

○細井環境管理課長

平成24年度の県内の温室効果ガスの排出量という1,594万トン。そのうち、二酸化炭素だけだと、1,496万トンということになります。

○野村美穂委員

企業との協働による生きた森林づくりに関してなんですけれども、県内の企業でないところもあるんじゃないかと思いますが、積極的にPRに取り組むと言われたんですが、今後どういう形で取り組むのか、これらの企業が参加していただけるようになったこれまでの経緯みたいな部分と、あと今後どういう方針でというところをお聞かせいただきたいと思います。

○片桐恵みの森づくり推進課長

県外の企業もあるわけですが、例えば、下流域で水等を使っているため上流域に対して何らかの貢献をしていきたいということで、例えば愛知県の企業等に入っているところでございます。あるいは、県内の企業も、地域貢献ということで、地元で森林活動を実施するといったところもございます。

今後も、県だけでなく、市町村からも関連する企業に声をかけていただき、できるだけ、こういう活動をし

ていきたいと考えているところでございます。

○足立勝利委員長

質疑等も尽きたようですので、これをもって、質疑等を終わります。

執行部の皆さん御苦勞様でした。執行部入れ替えのため、暫時休憩します。

午後1時 32分 休憩

午後1時 35分 再開

○足立勝利委員長

休憩前に引き続き、「岐阜県文化芸術振興基本条例」の検証を行います。

それでは、運用状況について、執行部の説明をお願いします。

(執行部 挨拶)

(執行部 鍋島環境生活部次長 説明)

○足立勝利委員長

ただいまの説明に対し、質疑・意見等はありませんか。

○野村美穂委員

2点お願いいたします。まず1点目ですけれども、2ページの取り組み状況とその成果の市町村との連携と県民との協働に関して、美術館サポーター数やボランティア数は27年として入っているんですけど、これは27年だけでこれだけ獲得したということなのか、それともトータルの人数なのか、平成20年にできて、当時は何人だったけれども運用してきた結果としてこうなったという数字があるほうがわかりやすいと思うんですが、いかがでしょうか。

○平野文化振興課長

ただ今の御質問でございますが、例えばでございますが、県美術館につきましては、ここに入っている92人、これは、県美術館と現代陶芸美術館とトータルでございますが、内訳としまして、27年度で県美術館のほうが81名、現代陶芸美術館が11名ということでございます。

27年度時点でその数字でございますが、これまでの経緯といいますと、平成20年と比較させていただきますと、県美術館につきましては、66名これが現在で81名になったということでございまして、現代陶芸美術館で申し上げますと、4名だったところが現在11名というような数字になっております。

○土井社会教育文化課長

サポートとかボランティアの方ですが、博物館などにいつもいまして、人数は、27年度時点で所属されている人ということになります。

○野村美穂委員

できたら、この取り組みがあつてこうなったというような経緯がわかるような数字の例示をしていただけるとありがたいですので、よろしくお願ひいたします。

もうあと1点なんですけれども、4ページの(6) 伝統文化の継承及び発展の部分で、長年にわたり、地道に伝統文化の保存・継承に尽力されている者を表彰したということでこれだけの人数が挙げられているんです

けれど、この後というのは、この方々から文化継承してきたということを生かしてもらうための何か働きかけとか、ただその人を表彰したという話なのか、言葉は悪いですけど、その人を活用して県内の文化振興のために何か尽力していただいたとかということはあるんでしょうか。

○平野文化振興課長

今、御指摘のありましたように、伝統文化継承者顕彰等いろいろ表彰させていただいております、例えばですね、表彰させていただいた方を翌年度以降で、県の行事なんかに参加いただいて、披露する技術というか、持ってみえるパフォーマンスを広くみせていただいて、その分野のPR、あるいはそれを見ていただくことによって次を担う代の皆様にそういうことがあるよということを紹介いただくようなことで、活用させていただいておりますので、表彰に終わらず、いろんな場面で活躍をいただける仕組みを考えていきたいと思っております。

○太田維久委員

5ページ目、文化芸術振興基金の設立に関してなんですが、この基金の設置根拠になっている条例はこの条例でよろしいわけでしょうか。他にはないんですか。

○土井社会教育文化課長

この条例が設置根拠になっております。

○太田維久委員

この基金の要綱みたいなものというのは、きょうは資料に出されていないんですが、要綱はあるんですか。

○土井社会教育文化課長

お手元の資料2-1の13ページ、こちらの第13条ということで、要綱はありません。

この13条に基づいて、運用されているということでございます。

○太田維久委員

この13ページのところにも、基金の残高の推移等書いてありまして、基金の目的によっては、いろいろあると思うんですけども、非常に大きい残高であったり、ゼロだったりということで、かなり波もあって、それは使っていることによってだいぶ変わってくると思うんです。ただ課題というところにもあるように、こういうことがあるので、おそらくは募金箱の設置や県民への周知が必要であると書かれてあると思うんですけども、もっと積極的な周知をするようなことを条文にもうたったほうが良いような気はするのですが、どうでしょうか。

○土井社会教育文化課長

いわれるとおり、なかなかこの基金については、推移の額をみても、一時、美術館の機能強化という段階では、各企業からの寄付金もあって大きな金額の動きがあるんですが、それ以降なかなか進んでいないという状況があります。ですから、今私どものほうでも、募金箱の設置自体は、少ないものですから他の県有施設への設置、それから、それに伴う県民への周知、これについて今後考えていこうとは考えているところでございます。

○太田維久委員

厳しい財政状況の中で、こうした篤志を期待することは方向性としてはいいことだと思うんですが、やはりそうであるなら、条例の中に県民に対するお願いみたいなことを含めての周知啓発についても、もう少し踏み

込んでもよいと思います。

○水野吉近委員

取り組みの状況について、2ページ目の(3)文化芸術活動の取組及び機会の充実の四角囲みごとに数値が書いてありますし、4ページの(5)教育普及活動の参加者数が書いてあるんですが、それぞれに目標値はないんでしょうか。

○平野文化振興課長

今御指摘をいただきました数値につきまして、目標数値を掲げて進めているというようなことは現時点ではございません。

○酒向薫委員

ちょっとお伺いしますが、教育委員会所管であったり、環境生活部所管であったり、部局が横断的なことになっていますね。これが、非常にころころころころかわってわかりにくい。我々も身近なものはわかるんですが、いろいろなイベント、行事の案内ももらうんですが、「あれどっちやった」「こっちやよ」と。これに限らないんですが、前にあったところを離して、今のところ分断しているんです。そこらへんについて部局でメリットはあるんですか。これがどうもわかりにくいんですが、振興ということですから、そのあたりをお願いいたします。

○桂川環境生活部長

御指摘のとおり、教育委員会と知事部局にまたがっておるのは、事実でございまして、今のところ大きく分けると、一般的な文化振興、例えば地歌舞伎のPRであったり、それから美術館、ふれあい福寿会館、清流文化プラザ、飛騨・世界生活文化センター、こういった施設管理が知事部局にございます。それで、教育委員会のほうに社会教育文化課ということで、文化財保護法ですとか、博物館、図書館は、依然として残るといようなことで、今どういうあり方が望ましいかということは検討しているところでございまして、まだ、その結論までは至っておりませんが、県民の方にわかりやすい組織にするよう検討しているところでございます。

○酒向薫委員

ぜひ、お願いいたします。

○中川裕子委員

第9条関係で、伝統文化の継承及び発展の取り組みですが、カモシカの個体群調査というのがあるんですが、これはどういった理由、意味があるのか教えていただきたいと思います。

○土井社会教育文化課長

カモシカについては、特別天然記念物ということで、保護を求められているわけなんですけど、岐阜県においても、いろんな地域に生息しております。その中で、特定地域ということで、保護を主体とする地域、あるいは地域を外れた場所では、ある意味鳥獣被害もあるものですから、ふえたカモシカについて狩猟的に捕獲するというような形での対応をしています。そういった対応に基づく場合に、いろいろな調査をするということで、私どもの部屋では、そういう特定地域においては、生息状況はどうだとか、あるいは、捕獲する場合には、どの程度の捕獲でいいのかどうか、そういう調査を踏まえて、原則は、保護が主体ですが、例外的に捕獲することもあるということでございます。

○足立勝利委員長

質疑等も尽きたようですので、これをもって、質疑等を終わります。

執行部の皆さん御苦勞様でした。

執行部入れ替えのため、暫時休憩します。

午後1時 59分 休憩

午後2時 02分 再開

○足立勝利委員長

休憩前に引き続き、「岐阜県清流の国スポーツ推進条例」の検証を行います。

それでは、運用状況について、執行部の説明をお願いします。

(執行部 挨拶)

(執行部 水野清流の国推進部長次長 説明)

○足立勝利委員長

ただいまの説明に対し、質疑・意見等はありませんか。

○野村美穂委員

2点お尋ねいたします。まず1点目が、2ページの生涯スポーツの推進のところ、アシスタントマネジャーの養成講習会の受講者ということで書かれているんですけど、25年、26年、27年とそんなに変わらない数字が並んでいるんですが、多いのか、少ないのか、皆目見当もつかず、資格を取得されたのが以下の人数だという区分けで、もう少し広げて受講をしていただけるようなものなのか、少し養成講座の内容も含めてこの方々に対して、どういう活動を期待されているのでこういったことをするというところを教えていただけないでしょうか。

○丸山地域スポーツ課長

ただいま御質問のあったアシスタントマネジャーの養成講習会の件でございますけれども、これは、受講されて、合格された年度ごとの人数しか書かれていないんですが、今現在県下にこのアシスタントマネジャーは、全体で昨年度末なんです、153名います。今回この3カ年で54名が合格しておりますので、99名から153名までふえたというような形になっております。この方々というのは、総合型地域スポーツクラブでクラブの運営に当たっている方でございます、要はクラブを運営するに当たって、それに必要なスキルを習得していただくということで、ひとつの資格としてアシスタントマネジャーというのがございまして、こちらの講習につきましても、日本体育協会公認の資格なんですけれども岐阜県がかわりに岐阜県を会場にして講習会を開くことができるようになっております。ですから、もし岐阜県が開いていないと、東京まで行っていただいて受講していただかなければならないところを県が開催することによって、県内で総合型地域スポーツクラブの運営に当たっている方に受講していただいて資格者になっていただくということになっております。

○野村美穂委員

ありがとうございました。続いて、2点目ですけれども、5番目の学校におけるスポーツ活動の推進のところ、部活動の指導経験の浅い顧問に対してということなんです、競技がいろいろある中で、開催回数が2

5年度から、2回、2回、2回、4回というふうに回数がかかれていますが、県内全体で考えたときに、指導経験が浅い方を競技別に講習会が行われているのか、講習会そのものがどういうものなのかということと、実際、この回数で県内の指導経験が浅い先生をフォローができるのかというところを教えていただけないでしょうか。

○古田体育健康課長

今、御質問いただきました講習会でありますけれども、4回とありますのは、4種目と置きかえていただいてもいいんですが、28年度は、バドミントン、陸上、ソフトテニス、バレーボールと、今委員が言われましたように競技ごとの研修会を行っております。講師はですね、高校の専門性の高い教員であったり、中央研修を受けたものがやっております、競技数が多いものですから、これで全て網羅できるわけではございませんが、年ごとに競技をかえながら、なるべく資質を高めるために、要望の多いものを行っております。

それと、指導者の研修といいますと、次の3ページのところにも、外部指導者といいますのは、教員以外で高校でも、中学校でも一般の方が、部活動指導されるという方に対しても、こういった形で、28年度は載ってはおりませんが、27年度は4回、これは各地区岐阜・西濃で1か所、中濃で1か所、東濃、飛騨と4か所で外部指導者に対して、これは、競技別というよりも、どちらかというとなマネジメント的などかいうような形で、子どもたちに最低限教えるべきとか、あるいは部を運営する上でとかいうような形でやっております。

○若井敦子委員

野村委員に引き続いての質問ですが、学校におけるスポーツ活動の推進、中学校における部活動の推進ということであれば、確かに教員の方の資質向上は必須であって、これからも努めていただきたいところなんですが、現場の声というのは、学校の体質によって、部活動を推進しやすいところもあれば、そうでないところもあると、確かに指導者の技術向上、教員の方に勉強していただくのはいいんですけども、教員の方の負担ばかりが大きくなってしまいうような声をよく聞きます。もし、中学校における部活動を推進していくならば、学校側への啓発も必要かと思うんですが、そういうような取り組みというのは何かあるのでしょうか。

○古田体育健康課長

今委員御指摘のとおりでありまして、世間一般で最近部活動がブラックであるというようなニュースであるとか、案内もされております。確かに教員の負担感というものはございます。特に中学校につきまして、部活動検討会において、昨年度実態を調査いたしましたところ、平均をしますと、部の顧問が1つの部に対して2人当てられないような状況、1.8人という数値が出てきております。運動系の部活動なんかですと、何か事故があった時に生徒を搬送するにも一人ではなかなかというところもありますので、そういったことも含めて、先ほど少し御案内がありました、「岐阜県中学校運動部活動指針」というものをこの6月に発出いたしました。文部科学省は、来年度、中学・高校の運動部活動の指針を出されるようなことを聞いてはおりますが、今、県では、県版のガイドラインを出ささせていただいたところにして、ただしこれは、県一律でくれるものではありませんので、各事務所から市町村の教育委員会を通じて学校まで届いてはおりますが、市町村のガイドラインがこれからつくられることになろうかと思っております。地域特性によって、委員が言われましたとおり、部活動に対するウエイトの違いもあつたりとか、地域の思いが違つたりとか、保護者の思いが違つたりとか、いろいろありますので、今、そういった形で、ブラックではなしに、ホワイトな部活動にできるように、今一生懸命ガイドラインを活用しているところです。

○国枝慎太郎委員

今と同じ第 11 条、学校におけるスポーツ活動の推進で、今言われる指針を作成されたという構成メンバーが、教育委員会、学校、PTA、スポーツ関係団体、それぞれ地域性があるという中でどのような地域で、どのような学校の検討会がなされたのかということと、この後の部活の定義というのが、生徒にとってスポーツに親しみ、学習意欲の向上や責任感とあって、人間関係の形成に資するものとありますけれども、この部活動の定義そのものが、条例とはあまりマッチングしていないような気がするんですけども、あくまで、11 条は、部活動におけるスポーツ活動の推進というところで、この部活動の定義であるならば、この条例とはマッチしていない、今までどおりの部活動のあり方だと思うんですが、そのあたり御意見をお願いいたします。

○古田体育健康課長

検討会のなかにおきましては、各中学校の代表、今委員が言われましたとおりのメンバーで検討をさせていただきましたが、ほんとにそれぞれの学校において、それぞれの部活動が多くの問題といたしますか、いろんな課題を抱えてみえます。検討会では、その全てを洗いざらい出したうえで、検討して、2つ目の御質問にも関係してきますけれども、スポーツ推進条例では、部活動もスポーツ推進の一翼を担っているとのことですが、今中学校の部活におきましては、先ほども申し上げましたように、顧問数であるとかいろいろなことから、このままでいくと少子化、それから顧問数の減ということで、部活動自体が立ち行かなくなるという、危機的な状況にあると、そのために部活動を守るためには最低限部活動として責任を持つてできる場所は、ここであるという線引きをしないことには、部活動もあり、そのあとに保護者クラブもあり、保護者クラブと部活動の線引きはどうか、地域で行われるクラブの活動との関係はどうかとか、中学生年代のジュニアがスポーツをする場というのは、部活だけではなく、クラブもあればいろんなところがあると、全てを部活動で担おうとするのはもう非常に無理があるというところで、まるで条例のスポーツ推進には反するようなことには一見見えるかもしれませんが、まず部活動の足元を固めないことには、崩壊してしまっは意味がありませんので、まずしっかりと見つめなおそうというところはあろうかと思えます。

○国枝慎太郎委員

なんとなくわかるんですけども、そうであるならば、もう少し県でしっかりと各市町村とか郡を含めて、まかせっきりにするのではなくて、もう少し指針の方向性を示していただきたいのと、先ほどのスポーツと部活の指導者の講習会の数の件もありますけど、僕の知っている限りうちの地区のほうで、剣道なんかでは、てきめん先生がかわることによって弱くなったり、試合も出たこともないような先生がみえると、そうであるならひとつの町として、やっぱり総合型スポーツを取り入れていくとか、外部を入れるとか、先生の負担を減らしながら外部を活用するような、前にも言ったと思うんですが、もう少しスピード感を持った対応をしてほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

○若井敦子委員

資料 3-1 のほうの 18 ページをお願いいたします。ここで、「岐阜方式」の雇用形態で選手を支援していたはおりますけれども、平成 27 年度からアスリートナビゲーション事業を新たに立ち上げていただきました。具体的な活動内容がもしあれば教えていただきたいと思えます。

○藤掛競技スポーツ課長

平成 27 年度からこういった事業を立ち上げて、ちょうど岐阜国体の時に少年の部に活躍した選手たちが、大

学3、4年生のところでおります。その選手たちをなんとかUターンさせたいと、こういうマッチングができないかということで、27年度から立ち上げた事業でございます。ただし、今年度について、事業的には、経営者協会さんのほうにいろいろと、このマッチングについてのシステムとか、こういった選手が実は、関東圏に、関西圏にいますが、岐阜のほうへUターンを希望しているんですがどうですかというところまでは、ちょっとまだお話しできていない状況です。これは、今年度末から来年度にかけてですけれども、ぜひ岐阜の企業のほうにUターンをしていただいて、成年選手の確保がしたいといった事業でございますので、委員の御質問の答えになっていないんですが、まだ、具体的には、経営者協会とやりとりをしている、将来的には、岐阜方式といわれる、岐阜国体の折に一本釣りという言い方をしたら変ですけれども、企業さんのほうにお願いして、就職斡旋までしたというようなところまではいっていないというのが現実です。以上です。

○若井敦子委員

最後にひとつお願いします。「岐阜方式」により雇用された選手の現役引退後、その選手たちは、岐阜に残っているのか、はたまた故郷に戻っているのか、スポーツにまだ携わっているのか、離れてしまっているのか、ぎふ清流国体後に競技力向上担当課の方が、そのようなデータを取られていたと思うのですが、今もし、そういったものがあれば、デュアルキャリアということもありますけれども、いい選手だった人をいかに岐阜に残していくかということを考えて、その人たちが、例えば地域のスポーツを指導するとか、障がいスポーツに携わっていくとか、いろんな道があると思うんですが、もし数がわかれば教えていただけますか。

○藤掛競技スポーツ課長

私どもが今把握している限りでは、平成27年に調査したところによりますと、他県の選手ということではなしに、企業のほうにぎふ清流国体の折には、222名雇用をいただいて、活躍していただきました。平成26年になりますと、引退、移籍を含めると86名ほどの成年選手が残っておっていただく、27年には実は、また、引退、異動とかを含めて57名ほどの選手が残っていただいている。現実的には国体のほうで、どれくらいの清流国体のメンバーが活躍していたかといいますと、今回の国体では、約22から23パーセント、24パーセントまではいかないという状況です。これは、ぎふ清流国体の折に、選手のピークを迎えた選手たちが、4年たった今、徐々に引退というようなことをしていく形になってきます。ただ、逆にですけれども、青年選手の約3割は、実は、ぎふ清流国体の折に少年の部で活躍した選手が、大学生が、今回の成年選手として出ている。ですから先ほど言いましたが、マッチングということがかなり重要になってくるのかなあということをおもっております。答えにはなりません、今のところ57名ほど、清流選手、戦士が残っておるような状況です。

○足立勝利委員長

質疑等も尽きたようですので、これをもって、質疑等を終わります。

執行部の皆さん御苦勞様でした。

本日実施しました、執行部からの説明聴取等を踏まえ、お手元に配付しました意見提出票により、現状の問題点や課題、委員の提案する改善策等について御記入いただき、11月18日（金）までに議会事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

次に、次回の委員会において検証を行う条例についてですが、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○足立勝利委員長

御異議がないようですので、さよう取り扱うことといたします。

(副委員長と協議)

○足立勝利委員長

ただいま協議した結果、次回委員会において検証を行う条例を「岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例」及び「岐阜県がん対策推進条例」としたいと思っておりますので、よろしくお願いたします

また、本日は、前回検証を行った条例及び「岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」以外の説明資料を配布しております。

本日検証を行った3条例及び次回検証を行う2条例を除く、残り5条例については、各自、資料を精査いただき、執行部に対し質問等がありましたら、お手元に配付しました用紙により、先と同じく、11月18日(金)までに議会事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

最後に、前回検証を行った条例に対する委員の提案する改善策等についても、期限を延長いたしますので、積極的に御提出いただきますようお願いいたします。

これをもって委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

議員提案条例検証特別委員会 配席図

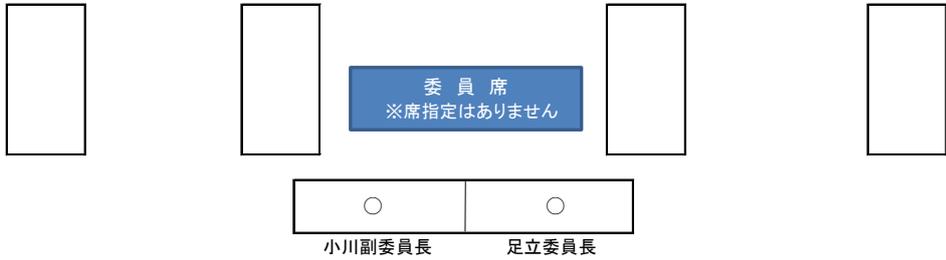
【岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例】

平成28年10月13日(木)
議会西棟 3階 第1会議室

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

出入口

				平井	高井	兼山	瀬上	真野	片桐	細井				
				林政課長	林政部次長	総務部次長	林政部長	林政部次長	恵みの森づくり推進課長	環境管理課長				



議員提案条例検証特別委員会 配席図

【岐阜県文化芸術振興基本条例】

平成28年10月13日(木)
議会西棟 3階 第1会議室

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

出入口

		尾崎	青木	小島	平野	鍋島	桂川	兼山	安福	土井	國島	高野	堀	
		障害福祉課長	環境生活政策課長	文化振興課芸術文化企画監	文化振興課長	環境生活部次長	環境生活部長	総務部次長	副教育長	社会教育文化課長	教育総務課長	地域産業課長	観光企画課長	



